

仕様書

1 業務名称 令和8年度平野区役所宿日直用寝具借入

2 借入期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 納入場所 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号
大阪市平野区役所(宿直室)

4 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本借入について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書及び発注者の指示によるものとする。
- (3) 受注者は、契約書及び仕様書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、発注者と協議するものとする。

5 借入寝具明細

- (1) 借入寝具の規格サイズ

品目	規格サイズ	
掛布団(夏用)	150センチ×200センチ(程度)	羽毛又は化繊維 0.6kg程度
掛布団(冬用)	150センチ×200センチ(程度)	羽毛又は化繊維 2.2kg程度
敷布団	100センチ×200センチ(程度)	羽毛又は化繊維 5.0kg程度
毛布	145センチ×200センチ(程度)	目付1.7kg
枕	35センチ×45センチ(程度)	パイプチップ1.3kg
包布	155センチ×205センチ(程度)	横紐
敷布	155センチ×205センチ(程度)	平物
枕カバー	42センチ×68センチ(程度)	筒袋型

- (2) 各月毎の借入数
別紙のとおり

6 借入寝具類にかかる付帯業務

- (1) 布団類は、原則として月1回の乾燥を行うか、月に1度新しいものと交換し、布団類が清潔を保つよう最善を尽くすこととする。
- (2) カバー類の納品は布団類とあわせて月1回行うこと。
- (3) 調達品の納入後、不良品、欠陥品が判明した場合は取替えを行うこと。

7 寝具納品及び回収完了の報告

受注者は、該当寝具を納品し、発注者が使用できる状態にし、使用済み寝具を回収したとき、納品及び回収した品目、数量が記載された納品書等を発注者に提出しなければならない。

8 保守業務内容

前項の品目の中から借入した寝具について、破損等により安全に使用ができなくなった場合は、速やかに回収及び同等品に取替えることとする。

9 一括委任又は一括下請の禁止

受注者は、作業の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

10 その他

- (1) 物品の搬入搬出については、あらかじめ担当者と調整を行うこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従うものとする。
- (3) 借入寝具の納品、回収に係る搬送等諸経費については受注者の負担とする。
- (4) 借入寝具の納品、回収当たって建物に損害を与えた場合の修繕費については受注者の負担とする。また、騒音等による支障がないように作業をすること。
- (5) 本事業については、令和8年度予算が大阪市議会において可決・成立しない場合は契約の締結を行わない。また、その場合に参加者において損害が生じたときであっても、本市はその損害について一切負担しない。契約の時期は、令和8年度予算が発効した以降とする。

11 担当

平野区役所総務課 担当 巻幡

所在地：平野区背戸口 3-8-19

電話：06-4302-9625